

「月刊社労士受験別冊 勝つ！社労士受験基本テキスト2017年版」正誤表・補遺について

平成 29 年度社会保険労務士試験は、平成 29 年 4 月 14 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 28 年 10 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 29 年 4 月 14 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2017 年 5 月 15 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
P140	日常生活上必要な行為	ホ) 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母、兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る）	ホ) 要介護状態にある配偶者、子、父母、 <u>孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護</u> （継続的に又は反復して行われるものに限る）	5/15
P161	介護補償給付の額	イ) 【上限】104,950 円（随時介護：52,480 円）	イ) 【上限】 <u>105,130 円</u> （随時介護： <u>52,570 円</u> ）	5/15
		ロ) 【原則】57,030 円（随時介護：28,520 円）	ロ) 【原則】 <u>57,110 円</u> （随時介護： <u>28,560 円</u> ） ※他の箇所も同様（3 箇所）	5/15
P214	受給期間の延長	【引き続き 30 日以上職業に就くことができないとき】 該当するに至った日の翌日から起算して 1 か月以内	該当するに至った日の翌日から、 <u>当該者に該当するに至った日の直前の基準日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u>	5/15
P216	特定受給資格者の所定給付日数	【1 年以上 5 年未満】 30 歳以上 45 歳未満：90 日 35 歳以上 45 歳未満：90 日	【1 年以上 5 年未満】 30 歳以上 35 歳未満： <u>120 日</u> 35 歳以上 45 歳未満： <u>150 日</u>	5/15
P218	特定受給資格者	c) 賃金（退職手当を除く）の額を 3 で除して得た額を上回る額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き 2 か月以上又は離職の日の属する月の前 6 か月のうちいずれか 3 か月以上となったこと	c) 賃金（退職手当を除く）の額を 3 で除して得た額を上回る額が <u>支払期日までに支払われなかったこと</u>	5/15
P218	基本手当の支	～平成 21 年 3 月 31 日から平成	～平成 21 年 3 月 31 日から平成	5/15

	給に関する暫定措置	29年3月31日までの間～	34年3月31日までの間～	
P219	個別延長給付	次に差替え		5/15
<p>【対象者】</p> <p>1) 身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）により離職した者その他の厚生労働省令で定める者に限る）である者及び特定受給資格者であって、次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準（「指導基準」という）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>① 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者</p> <p>② 雇用されていた適用事業が激甚災害として政令で指定された災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は離職したものとみなされた者であって、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者</p> <p>③ 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は離職したものとみなされた者（②に該当する者を除く）</p> <p>2) 身体障害者等の就職困難者である受給資格者であって、1)-②に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>【延長期間の限度】</p> <p>1) (①及び③に限る) 又は 2)に該当する受給資格者：60日（一定の者は30日）</p> <p>1) (②に限る) に該当する受給資格者：120日（一定の者は90日）</p>				
P253	対象家族	b) 被保険者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫	b) 被保険者の祖父母、兄弟姉妹及び孫	5/15
P277	雇用保険率	下表に差替え		5/15
		平成 29 年度の雇用保険率		
		雇用保険率	事業主負担分 (うち雇用保険二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業		9/1,000	6/1,000 (3/1,000)	3/1,000
農林水産の事業 清酒製造の事業		11/1,000	7/1,000 (3/1,000)	4/1,000
建設の事業		12/1,000	8/1,000 (4/1,000)	4/1,000

P359	脱退一時金の額	次に差替え		5/15
3) 基準月が平成 29 年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、対象月数に応じて、それぞれ次の表に定める額とする。				
対象月数		金額	対象月数	金額
6 月以上 12 月未満		49,470 円	24 月以上 30 月未満	197,880 円
12 月以上 18 月未満		98,940 円	30 月以上 36 月未満	247,350 円
18 月以上 24 月未満		148,410 円	36 月以上	296,820 円
P438	支給停止調整額	平成 28 年度における「支給停止調整額」は、「47 万円」とする。	平成 29 年度における「支給停止調整額」は、「46 万円」とする。 ※他の箇所も同様（4 箇所）	5/15
P445	支給停止調整変更額	平成 28 年度における「支給停止調整開始額」は 28 万円、「支給停止調整変更額」は 47 万円とする。	平成 29 年度における「支給停止調整開始額」は 28 万円、「支給停止調整変更額」は 46 万円とする。	5/15

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

(最終更新：2017 年 3 月 28 日)

訂正頁	訂正箇所	誤	正	訂正日
p 626	(4) 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金（法 19 条）	1) 事業主は、政令で定めるところにより、 年 1 回以上 、定期的に掛金を抛出する。 3) 企業型年金加入者は、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定めるところにより、 年 1 回以上 、定期的に自ら掛金を抛出することができる。	1) 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を抛出する。 3) 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、 <u>自ら掛金を抛出することができる</u> 。	3/28
p 626	(5) 抛出限度額（法 20 条）	各企業型年金加入者に係る 1 年間の事業主掛金の額（ <u>企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を</u>	各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額（ <u>企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を</u> 抛出する場	3/28

		<p><u>拠出する場合にあっては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額の合計額、以下この条において同じ)の総額は、拠出限度額(1年間に拠出することができる事業主掛金の額の総額)の上限として、企業型年金加入者の確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう)を超えてはならない。</u></p>	<p><u>合にあっては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額の合計額、以下この条において同じ)は、拠出限度額(1月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう)を超えてはならない。</u></p>	
p 627	(6) 事業主掛金の納付(法21条)	<p>1) 事業主は、事業主掛金を<u>企業型年金規約で定める日までに資産管理機関に納付するものとする。</u></p>	<p>1) 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに<u>資産管理機関に納付するものとする。</u></p>	3/28
p 627	(1) 運用の方法及び指図等 【運用の方法の選定及び提示(法23条1項)】	<p>企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む、以下「<u>企業型運用関連運営管理機関等</u>」という)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選定に資するための<u>上限として政令で定める数以下</u>で、かつ、3以上(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運</p>	<p>企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む、以下「<u>企業型運用関連運営管理機関等</u>」という)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも3以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法(「提示運用方法」という)</p>	3/28

		用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む）にあつては、2以上）で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。	のうち <u>いずれか1以上</u> のものは、 <u>元本が確保される運用の方法</u> として政令で定めるものでなければならない。	
p 631	(3) 個人型年金加入者の掛金 【個人型年金加入者掛金（法 68 条）】	1) 個人型年金加入者は、政令で定めるところにより、 <u>年1回以上</u> 、定期的に掛金を拠出する。 2) （以下略）	1) 個人型年金加入者は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。 2) 掛金の拠出は、 <u>国民年金法の保険料の納付が行われた月</u> （国民年金法の法定免除（生活保護法による免除を除く）により保険料を納付することを要しないものとされた月を含む） <u>についてのみ行うことができる</u> 。 3) （以下略）	3/28
p 631	(3) 個人型年金加入者の掛金 【 <u>拠出限度額</u> （法 69 条）】	1年間の個人型年金加入者掛金の額の総額は、 <u>拠出限度額</u> （ <u>1年間に拠出</u> することができる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別*1及び国民年金基金の掛金の額を勘案して政令で定める額をいう） <u>を超えてはならない</u> 。	個人型年金加入者掛金の額は、 <u>拠出限度額</u> （1月につき拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の上限として、個人型年金加入者の種別*1及び国民年金基金の掛金の額を勘案して政令で定める額をいう） <u>を超えてはならない</u> 。	3/28
p 631	(3) 個人型年金	1) 個人型年金加入者は、	1) 個人型年金加入者は、	3/28

	加入者の掛金 【個人型年金加入者掛金の納付 (法 70 条)】	個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。	個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。	
--	---------------------------------------	---	--	--